

# 令和8年度 鹿角市スマート農業推進事業補助金のお知らせ

農業の省労力化・所得向上を進めるため、  
鹿角市の認定農業者・認定新規就農者を対象にスマート農業機器等  
(対象は下記参照)の購入を補助します(審査あり)。

## <対象機械>

メニュー ※	補助事業の種類	補助対象機器	備考
①	先進的な技術を活用した機器の導入事業、環境測定装置の導入事業等	AI 灌水システムの導入、又は環境測定装置の導入であって、生産に必要な測定値をパソコン、タブレット又はスマートフォンで確認できるシステムの導入費用、スマートハウス内換気システムの導入事業	1.パソコン、タブレット及びスマートフォンは補助対象から除く。 2.リース方式又はサブスクリプションの場合は導入に係る諸経費も対象とする。 ※実証試験により一定の導入効果が認められた機器の導入を優先するものとする。
②	省力化や効率化を図る機械の導入事業	農業用アシストスーツ、充電式運搬車、水田水管理システム、後付け自動操舵システムの導入費用、除草または抑草を行う機械の導入費用	1.省力化や効率化に寄与する機器であること。 2.リース方式又はサブスクリプションの場合は導入に係る諸経費も対象とする。
③	物価高騰対応型機器の導入	自動運転トラクター、直進田植機、籾摺機及び選別機等スマート農業技術カタログ登載機器かつ水稻で使用するもの	1.次の(1)の要件を満たしたうえで、当該作業における次の(2)又は(3)のいずれかの収益性の向上にかかる成果目標を設定し、当該目標の実現が見込まれること。 (1)目標年度における水稻作業面積が15ha以上であること。 (2)生産コスト10%以上の削減 (3)労働時間の10%以上の削減

※各メニューのいずれかのみ申請可(重複不可)。また、1メニューにつき1つの機器導入を原則とする。

## <昨年度補助事業からの変更点>

種類	変更内容
機械設備	令和7年度にスマート農業推進協議会で実証した「スマートハウス内換気システム」を追加。
機械設備	スマート農業技術カタログに掲載がない「電動バサミ」を削除。
機械設備	環境負荷低減農業を推進するため、「除草または抑草を行う機械」を追加。
機械設備	市内で一定の導入が進んだこと、機械の高騰による補助の恩恵が薄れたこと、他補助事業の選択肢が増えたことから、「農業用ドローン」を削除。
成果目標	物価高騰対応型機器の導入を追加し、「生産コスト10%以上の削減」または「労働時間10%以上の削減」の目標を追加。

<交付対象者> 次のすべてを満たすこと

1. 市内に住所または主たる事務所を有する認定農業者もしくは認定新規就農者であること。
2. 地域計画が策定されている地域内において事業実施する者であり、かつ、地域計画の目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実な者であること。
3. 市税に滞納がないこと。

<補助率>

a. 上記メニュー①もしくは②の場合

⇒税抜事業費の2分の1以内、補助上限50万円。

b. 上記メニュー③の場合

⇒税抜事業費の3分の1以内、補助上限100万円

1台につき20万円以上（税抜き）の対象機械等の導入に限る。

※税抜事業費で20万円（申請時点で65歳以上の者にあたっては10万円）以上の対象機器等の導入に限る。

<申込について>

- ・事業の実施計画書（申込書）は、市産業部農業振興課窓口（市役所2F）にあります。市ホームページからもダウンロードできます。その他、見積書・カタログの写しなどの書類の提出が必要です。
- ・補助事業の採否は提出された実施計画書等に基づき、審査により決定します。

<募集期間>

令和8年4月1日（水）から4月16日（木）まで（**期限厳守**）

- ・詳細についてはHPをご覧くださいか、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鹿角市農業振興課構造改革推進班

電話 0186-30-0241

FAX 0186-30-1515